

# 社会保険について

Q 今月の社会保険料が先月より多く引かれているのは保険料の改定でしょうか？



保険料の改定は、健康保険3月、厚生年金9月となっているので、8月に保険料が変更されているとすれば、昇級した賃金の支払月から3か月の平均賃金が、従来の標準報酬月額より2等級以上の上昇があった場合7月から変更になり8月の給与から7月分の保険料となる。

Q 5月から勤務しているのに社会保険の手続きをしてくれないのはなぜか？



4か月以内の季節的勤務で雇用された場合、社会保険の被保険者になれないので、雇入れの際にどのような雇用契約だったのかを確認する必要がある。また、当初から4か月を超えて雇用される予定であったのなら、当然社会保険に加入しなければならない。

Q 同一月に資格取得と資格喪失をした場合の保険料について



本来、退職日の属する月の保険料は引かれないものだが、資格取得と同一月の資格喪失の場合は保険料を引くこととなっている。

Q 社会保険に加入したが、今月末で期間満了で退職する。健康保険・年金はどのようにしたら良いか。



社会保険資格喪失は、国民健康保険にするか、任意継続するのどちらかに加入しなければならない。任意継続の場合は、控除されていた健康保険料の倍額になるので、役場で国民健康保険の金額を聞いて決定してはどうか。年金については、国民年金に加入しなければならないので役場でその手続きをすること。

Q 会社から社会保険に加入する旨の話があったが、月の保険料はどれくらいになるのか。



目安ではあるが、40歳までは支給額の14.305%、40歳以上65歳未満は15.1%が保険料になる(令和7年度現在)。しかし社会保険に加入することにより、配偶者を扶養する場合は配偶者が3号被保険者となるので国民年金保険料を納付しなくてもよくなる。また、私病により休んだ場合は、4日目から傷病手当金の請求もできる。

Q 社会保険適用事業に勤務していたが、自己都合で退職したので夫の被扶養者になれるか。



ご主人の会社に離職票の写しと60歳以下であれば年金手帳(基礎年金番号)の写しを提出(令和7年現在)。年間収入が130万円以下であれば被扶養者になることはできる。

Q 9月30日で病気のため自己都合退職をするが、9月分の社会保険料はどうなるのか。



30日に退職の場合、翌日が失効日とされるので9月分の給料からは8月分と9月分の2か月分の保険料が引かれる。